命令書

申立人

X 1 連合

代表者 中央執行委員長 A1

申立人

X 2 地方連合会

代表者 執行委員長 A2

申立人

X3組合

代表者 執行委員長 A3

被申立人

Y1会社

代表者 代表取締役社長 B1

被申立人

Y 2 会社

代表者 代表取締役社長 B2

上記当事者間の岡委平成30年(不)第1号不当労働行為救済申立事件について、 当委員会は、令和元年9月26日第1476回、同年10月24日第1477回及 び同年11月7日第1478回公益委員会議において、会長公益委員鷹取司、公益 委員西田和弘、同妻鹿安希子、同濵田陽子、同福島航出席し、合議の上、次のとお り命令する。

主文

1 被申立人Y1会社 は、申立人X3組合 の組合員A3 及

び同A4 に対して平成30年5月7日付けで発令した編集局工程管理部への 配置転換命令がなかったものとして取り扱い、被申立人Y2会社

に対して同人らの出向を申し入れ、被申立人Y1会社 から被申立人Y2会社 への出向命令を受けて現にB3新聞早島印刷センター(早島工場)で印刷業務に従事している他の労働者と同人らを差別することなく処遇しなければならない。

2 被申立人Y 1 会社 は、申立人X 3 組合 に対し、次の文書を 速やかに手交しなければならない。

記

年 月 日

X3組合

執行委員長 A3 殿

Y 1 会社 代表取締役社長 B 1

当社が、貴組合の組合員A3 及び同A4 をY2会社

への出向対象者から除外し、B3新聞早島印刷センター(早島工場)での印刷業務に従事させず、平成30年5月7日付けで当社の編集局工程管理部へ配置転換したことは、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると、岡山県労働委員会において認定されました。

今後このような行為を繰り返さないようにいたします。

(注:年月日は文書を手交した日を記載すること。)

3 申立人らのその余の申立てを棄却する。

理由

- 第1 事案の概要及び請求する救済内容の要旨
 - 1 事案の概要

本件は、申立人 X 3 組合 (以下「X 3 組合」又は単に「組合」という。)が、① B 3 新聞早島印刷センター (以下「早島工場」という。)を含む印刷工場の別会社化に反対し被申立人 Y 1 会社 (以下「Y 1 会社 」又は「本社」という。)による直営化を要求する主張等をしていること、②時間外勤務の際の休憩時間について定めた労働協約を維持していることを理由として、Y 1 会社が、X 3 組合の組合員である A 3 (以下「A 3 組合員」という。)及び同 A 4 (以下「A 4 組合員」、A 3 組合員と併せて「A 3 組合員ら」という。)を被申立人 Y 2 会社 (以下「Y 2 会社 」という。)に出向させず Y 1 会社の編集局工程管理部へ配置転換することは、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当するとして、申立人 X 1 連合 (以下「X 1 連合」という。)、同 X 2 地方連合会

(以下「X2地方連合会」という。)及びX3組合が、平成30年4月24日(以下「平成」の元号は省略する。)に救済を申し立てた事件である。

なお、本件救済申立て後、Y1会社 がA3組合員らを30年5月7日付けで同社の編集局工程管理部へ配置転換した(以下「本件配置転換」という。)ため、申立人らは30年7月18日に請求する救済の内容の変更を申し立てている。

2 請求する救済内容の要旨

- (1) Y1会社 は、本件配置転換をなかったものとして取り扱い、A3組合員 らを30年5月7日付けでY2会社 に出向させ、早島工場の印刷部で 副部長相当職として印刷業務に従事させなければならない。
- (2) Y 2会社 は、30年5月7日付けでA3組合員らの出向を受け入れ、早島工場の印刷部で副部長相当職として印刷業務に従事させなければならない。
- (3) Y1会社 及びY2会社 は、A3組合員らを早島工場の印刷部で副 部長相当職として印刷業務に従事させるに当たって、最低30日間の研修を 受けさせなければならない。
- (4) 誓約書の交付、掲示

第2 事件の争点

1 Y1会社 が、A3組合員らをY2会社 へ出向させることを拒否し、 早島工場での印刷業務に従事させなかったといえるか。そのようにいえる場合 には、かかる行為及び本件配置転換は、労働組合の正当な行為をしたことを理由としてなされた不利益取扱い及び労働組合に対する支配介入といえるか。

- 2 Y 2 会社 は、労働組合法第7条に規定する使用者に該当するか。
- 3 上記2に該当する場合、Y2会社 が、A3組合員らの出向受入れを拒否し、同組合員らを早島工場での印刷業務に従事させなかったといえるか。そのようにいえる場合には、かかる行為は労働組合の正当な行為をしたことを理由としてなされた不利益取扱い及び労働組合に対する支配介入といえるか。

第3 争点に関する当事者の主張

- 1 争点1 (Y1会社 が、A3組合員らをY2会社 へ出向させることを 拒否し、早島工場での印刷業務に従事させなかったといえるか。そのようにい える場合には、かかる行為及び本件配置転換は、労働組合の正当な行為をした ことを理由としてなされた不利益取扱い及び労働組合に対する支配介入といえ るか。) について
 - (1) Y1会社 が、A3組合員らをY2会社 へ出向させることを拒否し、 早島工場での印刷業務に従事させなかったといえるかについて

ア 申立人の主張

Y1会社 は、A3組合員らがY2会社 への出向を希望していることを認識していたにもかかわらず、組合方針を理由に、同組合員らをY2会社 へ出向させることを拒否し、早島工場での印刷業務に従事させず、同組合員らを編集局工程管理部へ配置転換した。

イ Y1会社 の主張

A3組合員らに対して行ったのは編集局工程管理部への配置転換のみであって、Y2会社 への出向及び印刷業務からの排除はしていない。 出向させないことや印刷業務に従事させないことは配置転換とは両立しない表裏の関係である。

(2) 上記(1)が肯定される場合、Y1会社 による(1)の行為及び本件配置転換 は労働組合の正当な行為をしたことを理由としてなされたといえるかについて

ア 申立人の主張

印刷工場の別会社化やY 2 会社 への出向は就業規則や労働条件を変えることであるから、印刷工場の本社直営化を要求し出向に反対する活動は労働組合の正当な行為である。また、労働協約第43条の内容及び同条で定める休憩時間の代わりに割増賃金を支払うという労使慣行は合理的

であり、A3組合員らがそれらを守ってきたことは労働組合の正当な行為である。

イ Y1会社 の主張

A3組合員らを出向させず配置転換したことは、出向とは何ら関係のない組合の主張や要求を理由としたものではなく、X3組合がこれまで一貫して印刷工場の直営化を要求して別会社を認めず出向を拒否する活動を継続していること及び労働協約第43条の存在を理由とする。直営化や別会社反対の要求は出向を拒否することと同じ意味であるから、Y2会社への出向も当然に拒否するはずであると認識していた。

A3組合員らがY2会社 に出向しY2会社 の存在を否定する言動を行った場合、Y2会社 の業績の低下や業務の混乱等を来す恐れがあり、また、A3組合員らが労働協約第43条による休憩時間を要求した場合、他の従業員との間で労働時間の差が生じ、Y2会社 の労務管理や業務命令が困難となることが想定される。

(3) Y1会社 による(1)の行為及び本件配置転換は不利益な取扱いといえる かについて

ア 申立人の主張

A3組合員らは、約40年間、Y1会社 の印刷局印刷部で印刷業務一筋に貢献してきたにもかかわらず、編集局工程管理部に配置転換されたこと自体が労働条件の不利益変更に当たる。また、Y2会社 に出向し早島工場で働いている場合と比較すると、A3組合員らの月収は約6,000円の減収となっていること、早島工場勤務の場合の方がはるかに通勤距離も通勤時間も短くなること、印刷職場における影響力を失い、組合員拡大等、X3組合の影響力を広める機会を奪われていることで、多大な不利益を被っている。

イ Y1会社 の主張

編集局工程管理部は印刷局と全く異なる業務ではなく、A3組合員らの印刷局における長年の経験が役立っている。本件配置転換後もA3組合員らの労働条件は低下しておらず、給与を減少させてもいない。また、本件配置転換によりX3組合の組合員は同じ本社建物で勤務することとなり、組合活動もこれまで以上に円滑に行うことができている。

(4) Y 1 会社 による(1)の行為及び本件配置転換は労働組合に対する支配介 入といえるかについて

ア 申立人の主張

B3新聞製作センター(以下「本社工場」という。)で印刷業務に従事していた従業員25名のうち、A3組合員ら2名のみを希望に反してY2会社 へ出向させず印刷業務から排除していること等から支配介入意思は明白であり、印刷職場の同僚等から隔離され、X3組合の影響力が減退していることから支配介入に該当する。

イ Y1会社 の主張

印刷工場の直営化要求は継続すると主張しながら、本件では出向も要求すると主張してきたX3組合に対して、困惑し、様々な事情を考慮して出向をさせなかったとしても何ら不合理ではなく、決してX3組合を弱体化させようとする意図から行ったものではない。

- 2 争点 2 (Y 2 会社 は、労働組合法第7条に規定する使用者に該当するか。) について
 - (1) 申立人の主張

ア Y 2 会社 は、Y 1 会社 の 1 0 0 % 出資の子会社であり、2 年以来、Y 1 会社 から同社の印刷工場の管理運営を委託された会社である。 Y 2 会社 の取締役及び監査役は、全員、Y 1 会社 の代表取締役、 取締役、局長、元局次長である。

Y2会社 は、Y1会社 からB3新聞等の新聞の印刷業務を受託しており、Y1会社 からの委託業務を断ったことはない。また、Y2会社 は、Y1会社 から印刷業務に従事する従業員の出向を受け入れており、Y1会社 からの出向の受入れを拒否したことはない。

Y1会社 とY2会社 は形式的には別会社であるが、上記のとおり両社間の実態を見ると、Y2会社 はY1会社 の印刷工場の管理 運営部門とみなし得る存在である。

イ ある事業をその労働者の大部分(ないし主要部分)を引き継いで譲り受ける過程で、事業譲受企業が組合員を採用から排除した、ないしは採用後の労働条件について組合との団交を拒否した、という場合にも、事業譲受企業は、当該事業に従事してきた労働者に対して近い将来の労働契約関係成立の可能性が現実的・具体的に存在するものとして、使用者性を認められることがある。

Y2会社 は、Y1会社 から従来A3組合員らが従事していた印刷業務を受託し引き継いだのであるから、Y2会社 が近い将来A3組合員らの出向先となり、労働契約関係が成立する可能性が現実的・具体

的に存在する会社として、労働組合法上の使用者に該当する。

- (2) Y 2 会社 の主張
 - ア 労働組合法上の「使用者」とは、労働契約関係ないしそれに近似ないし 隣接した関係を基盤として成立する団体的労使関係の一方当事者を意味すると解されるところ、A3組合員らはいずれもY1会社 と雇用契約を締結している従業員でありY2会社 とは何らの雇用関係にもないこと、また、Y2会社 はY1会社 の100%子会社であるに過ぎずA3組合員らの基本的労働条件の全部ないし一部を雇用主(Y1会社)と同視できる程度に現実的具体的に支配・決定し得る地位にある会社でもないこと、さらに、Y2会社 とA3組合員らとの間で近い将来において労働契約関係(出向関係)が成立する可能性が現実的・具体的に予定されているものでもないことから、Y2会社 は労働組合法上におけるA3組合員らの「使用者」に該当するものではない。
 - イ Y2会社 は、B3新聞のほかに、C1新聞 、C2新聞(C3 新聞も含む)、C4新聞 等の印刷業務を受託しており、また、従業員構成は、B3新聞倉敷印刷センター(以下「倉敷工場」という。)で勤務している従業員(20名程度)はすべてY2会社 の従業員であり、早島工場で勤務している従業員はY2会社 の従業員が20数名、Y1会社 からの出向従業員が30名程度となっている。

したがって、Y 2 会社 はY 1 会社 とは別個の独立した株式会社 であり、Y 1 会社 の一部門でないことは明白である。

- 3 争点3(争点2に該当する場合、Y2会社 が、A3組合員らの出向受入れを拒否し、同組合員らを早島工場での印刷業務に従事させなかったといえるか。そのようにいえる場合には、かかる行為は労働組合の正当な行為をしたことを理由としてなされた不利益取扱い及び労働組合に対する支配介入といえるか。)について
 - (1) 申立人の主張
 - ア Y1会社 とY2会社 が共謀して、A3組合員らを両社の出向者 選定に関する協議・検討の俎上に載せることから除外したものである。Y 2会社 が印刷工場の管理運営を担当するY1会社 の一部門と見る べき存在であることから、Y2会社 がY1会社 と共謀・共同して、 C5組合 (以下「C5組合」という。)の組合員と差別して、A 3組合員らの出向を受け入れず、早島工場で印刷業務に従事させなかった

ことはより一層明白である。

イ 本件の出向受入れは、Y 2 会社 のY 1 会社 からの早島工場の管理・運営の受託に伴うものであり、事業譲渡の際の譲渡先会社の採用と同じ性質を持つ事柄であるから、本件の出向受入れ拒否は、事業譲渡の際の譲渡先会社による不採用と同じ性質を持つ事柄として、不利益取扱いの不当労働行為となる。

(2) Y 2 会社 の主張

ア Y1会社 がY2会社 への出向者の選任・決定を行うに際しては、事前にY2会社 と協議し、Y2会社 側の要員需給等の業務運営状況を勘案した上で最終的な結論(出向者の選定)を出しているが、Y1会社 が決めた出向予定者の中にA3組合員らは含まれていなかったため、A3組合員らは、両社の出向者選定に関する協議・検討の俎上に載ることもなかった。

よって、Y2会社 が、Y1会社 が出向させようとしていたA3 組合員らの出向受入れを拒否した、という事実は存在しない。

イ 不当労働行為は使用者と労働者との労働契約関係が成立した後の使用者 の行為を規制するものであり、使用者の採用の自由にまで介入しているも のではない。

本件における「出向」は、全面的あるいは部分的にY2会社 とA3組合員らとの間で雇入れを行うことが前提となるものであるが、上記のとおり労働組合法の規制はY2会社 の出向受入れの許否にまで介入し得るものではないことからして、Y2会社 に不当労働行為が成立する余地はない。

第4 認定した事実

1 当事者等

(1) 申立人

ア X1連合は、新聞、通信及び関連する産業で働く労働者の労働組合の連合体であり、肩書地に本部を置き、本件申立時の組合員数は20,370 名である。

- イ X 2 地方連合会 は、X 1 連合に加入する中国地方の労働組合の連合体であり、肩書地に事務所を置き、本件申立時の組合員数は438名である。
- ウ X3組合は、昭和30年1月に結成された労働組合であり、X1連合に加入し、X2地方連合会 に所属しており、併せてA5会議 (以下

「A5会議」という。) に加入している。肩書地に事務所を置き、本件申立時の組合員数は3名である。

A3組合員は2年4月にX3組合に加入し、8年8月に執行委員長に就任している。A4組合員は2年3月にX3組合に加入し、9年8月に副執行委員長に就任している。

(2) 被申立人

ア Y1会社 は、昭和9年6月に設立され、肩書地に所在し、日刊新聞紙 「B3新聞」の発行等を営む株式会社であり、本件申立時の資本金は1億4,850万円、従業員数は約420名である。

イ Y 2 会社 は、昭和62年7月に設立され、肩書地に所在し、B 3 新聞の印刷等を営む株式会社である。

(3) その他

Y1会社 には、X3組合のほか、組合員数約300名のC5組合がある。

2 Y1会社 とY2会社 の関係

(1) 資本関係

Y2会社 の株式はY1会社 が100%保有している。

【第2回審問p163B2証言】

(2) 役員関係

30年7月において、Y1会社 の取締役及び監査役10名のうち3名が Y2会社 の取締役であり、Y2会社 の取締役及び監査役7名の うち3名がY1会社 の取締役、3名がY1会社 の局長、1名がY1会社 の元局次長であり、その関係は以下のとおりである。

役職名	Y 1 会社	Y 2 会社	Y 1 会社での役職等
代表取締役	В 1	В 2	常務取締役印刷局長
取締役	B 4	В 4	取締役会長
取締役	В 2	B 1	代表取締役社長
取締役	В 5	B 1 2	読者局長
取締役	В 6	B 1 3	販売局長
取締役	В 7	B 1 4	元印刷局次長
取締役	В 8		
取締役	В 9		
取締役	B 1 0		
監査役	B 1 1	B 1 5	経理局長

【甲第22号証(以下「甲22」の例により略記)、甲23、審査の全趣旨】

(3) 資産関係

早島工場はY1会社 の所有であり、Y2会社 が所有している設備はない。

【第2回審問p219B2証言、乙85】

(4) 日常の業務管理

早島工場及び倉敷工場の輪転機の稼働状況や新聞販売店への配送状況は、 Y1会社 の編集局工程管理部内に設置されたモニター画面で常時監視され ている。なお、この業務は、29年9月1日に編集局工程管理部が新設され る以前は、印刷局発送部が行っていた。

【甲45、甲46、乙85】

(5) 取引関係

Y2会社 は、Y1会社 からB3新聞、C1新聞 、C2新聞等 の印刷業務を受託している。このほかにY2会社 が直接受託している事業はなく、これまで商業印刷を行ったこともない。

【第2回審問p225B2証言】

(6) 所在地

Y2会社 の所在地は、倉敷工場と同じである。

【甲23、甲47】

3 本件申立てまでの経緯

(1) 倉敷工場の別会社化問題

ア Y1会社 は、輪転機の更新等に伴い倉敷工場を建設することとし、元 年12月18日、X3組合に対して、倉敷工場における印刷等の業務をY 2会社 に委託し、減員となる本社印刷局従業員を対象に配置転換することを提案した。

この提案に対して、X3組合は、印刷・発送という新聞製作の最終工程まで新聞を発行する本社が責任を持つべきであること、別会社に低賃金で雇用される労働者と本社印刷部員の賃金格差は認められないことを理由として、倉敷工場の別会社化に反対し本社直営化を要求するとともに、配置転換、出向には応じないとした。

なお、C 5 組合は、倉敷工場の別会社化について最終的には合意し、Y 2 会社 への出向に応じた。

【第2回審問p16・17B7証言、甲47、乙3ないし乙13】

イ 2年4月19日、X3組合は、Y1会社 が倉敷工場の直営化要求に応じないこと等を理由として、ストを実施した。

【第1回審問p118A6証言、乙14】

ウ 2年5月18日、X3組合は、Y1会社 に対し、「倉敷工場を直営に するための要求」と題する文書を提出した。この中で、Y2会社 を直ち に解散し、Y2会社 に雇用されている従業員を本社の従業員とする こと等を要求した。

[乙21]

エ 2年6月30日、倉敷工場が稼働した。

【甲47】

オ 同日、X3組合は、Y1会社に対し、「倉敷工場稼働強行に抗議」と題する文書を提出した。その後も、X3組合は、同年10月以降29年10月まで毎年、Y1会社に対する要求書の中で、一貫して倉敷工場の直営化を要求し続けている。

【乙26ないし乙75】

(2) 早島工場の建設計画

ア 27年11月11日、Y1会社 は、輪転機の更新を主な理由としてかねてから計画していた新印刷工場について、X3組合に対して、都窪郡早島町に建設し30年春に本稼働予定であること、新印刷工場の管理・運営はY2会社 に委託すること等を説明した。

【甲2、甲47】

イ 27年11月18日、X3組合とY1会社 は、団体交渉を行った。 X3組合は、新聞発行に責任を持ち、本社従業員と別会社従業員の賃金 格差等を認めない立場から、新印刷工場をY1会社の直営にするよう要求 した。

【甲47】

(3) 異動に関する意向調査

ア 29年4月、Y1会社 は、副部長以下の組合員を対象として、異動に関する意向調査を実施した。これは毎年4月から5月にかけて実施されているもので、組合員が記入した調査票の内容について部長が面談をして確認した上で、意見を記入し人事部に提出することになっている。

なお、Y1会社 では、定期異動が3月1日と9月1日の年2回は必ず行われており、年間60人から70人程度が配置転換されているが、印刷職場においては長期間従事する従業員の割合が高い。

【第2回審問p10B7証言・p165B2証言、乙86】

イ A3組合員は、調査票の「1. 異動したい」「2. 現職を継続したい」のいずれかを選択する質問項目について、「2. 現職を継続したい」を選択し、その後同年5月に行われた部長との面談では、「新工場へ行って読者のために頑張る。」「職制として新工場に協力する。」と述べた。

【第1回審問p10A3証言、甲45】

ウ A4組合員は、調査票の「現職を継続したい」を選択し、「定年まであ と2年8か月なので、印刷で定年を迎えたい。」と記入した。その後同年 5月に行われた部長との面談でも、調査票に記入した内容と同様のことを 述べた。

【第1回審問p64A4証言、甲46】

(4) 早島工場の稼働に向けた体制整備

ア 29年8月、Y1会社 は、早島工場の要員計画を決定し、本社からY 2会社 に出向する従業員の主な待遇案をまとめた「新工場の出向者 待遇について」と題する文書を社内に掲示した。この中で、早島工場の印 刷部は39人体制となること、本社の印刷部員のうち早島工場の印刷部へ 16人が出向する予定であること等が示された。

【第2回審問p150B2証言、甲7、甲14】

イ 29年9月1日、Y1会社 は、新聞製作工程の管理部門を一元化し、 体制を強化するため、編集局に工程管理部を新設した。

【甲8、甲44】

(5) Y 2 会社 への出向に関する個人面談

ア 29年9月、B2 Y1会社 取締役印刷局長(当時。現・Y1会社 常務取締役印刷局長兼Y2会社 代表取締役社長。以下「B2局長」 という。)は、Y2会社 への出向について意向を確認するため、印刷局員全員に対して個人面談を始めた。

【乙86】

イ 29年10月16日、A4組合員とB2局長との個人面談が行われた。 B2局長は、A4組合員が上記(3)ウの調査票に「印刷で定年を迎えたい。」と記入していることについて、「X3組合はずっと別会社反対だが、 新工場は別会社なのだから反対している所への出向は矛盾している。」という趣旨の発言をした。

【第2回審問p150~154B2証言、甲46】

ウ 29年10月24日、A3組合員とB2局長との個人面談が行われた。

A3組合員が、組合は別会社に反対しているが新工場の立ち上げに職制として協力する、読者のために新工場で頑張っていく旨述べたのに対して、B2局長は、出向希望はX3組合の別会社化反対の主張と矛盾している等と述べたため、A3組合員が「それでは別会社反対の旗を降ろして、すみませんが新工場に行かせてくださいとお願いしないといけないのか。」という趣旨の発言をすると、B2局長は「けじめがつかないんじゃないか。」という趣旨の発言をした。

【甲24の1・2、甲45】

エ 29年10月26日、X3組合は、Y1会社 に対して、上記イ及びウの個人面談におけるB2局長の発言は、労働組合法第7条第1号の不利益取扱い及び同条第3号の支配介入であり、発言の撤回、謝罪を求める旨の抗議文を提出した。

【甲13】

- (6) B 2 局長の発言についての労使交渉
 - ア 29年10月31日、X3組合とY1会社 は、団体交渉を行った。 上記(5)イ及びウのA3組合員らの個人面談におけるB2局長の発言に ついて、X3組合のA6 書記長(以下「A6書記長」という。)とB2 局長の間で、以下のやりとりがあった。
 - 「A6書記長:組合が直営化要求、別会社反対の旗を降ろさない限りは早 島工場に行けないという帰結になるんですけども。
 - B 2 局 長:まあ、そこまではまだ断定できないですよ。いろいろ検討して、そういう材料が X 3 組合の場合にはあるというのは間違いないと思いますけど。」
 - 「A6書記長:要求を取り下げて、別会社に反対していたのは間違っていましたから、早島に行かせてくださいと、けじめをつけんとだめだというふうに受け取ったのは事実です。
 - B 2 局長:・・・やっぱりいままで認めてないのを、認めるというふ うにしないと、やっぱり条件を会社としたらOKいうこと にならないじゃないですか。そうすると、撤回をしてもら わないと、出向扱いが会社としてはしにくいよというのは 当然あるわけで、それだからといって、それを撤回しろと か、謝れとか、そこまでは言わんですよ。」

【甲24の1・2】

団体交渉後、Y1会社は、X3組合が提出した上記(5)エの抗議文に対

して、X3組合の主張するB2局長の発言の一部を否定し、B2局長の発言は不利益取扱い及び支配介入には該当しない旨を文書によりX3組合に回答した。

【甲14】

イ 29年11月10日、X3組合とY1会社 は、団体交渉を行った。 X3組合は、上記(5)イ及びウのA3組合員らの個人面談及び上記アの 団体交渉におけるB2局長の発言は不当労働行為に当たるとし、撤回、謝 罪を求めたが、Y1会社 は、見解の違いとした。

【甲26の1・2】

ウ 29年11月28日、X3組合とY1会社 は、団体交渉を行った。 X3組合は、再度、上記(5)イ及びウのA3組合員らの個人面談及び上 記アの団体交渉におけるB2局長の発言は不当労働行為に当たるとし、撤 回、謝罪を求めたが、Y1会社 は、見解の相違とした。

【甲27の1・2】

エ 29年12月4日、X3組合は、Y1会社 に対して、上記(5)イ及び ウのA3組合員らの個人面談及び上記アの団体交渉におけるB2局長の発 言は不当労働行為に当たるとし、A3組合員らをY2会社 に出向さ せることを求める旨の文書を提出した。

【甲15】

- (7) 早島工場における研修日の指定等
 - ア 30年3月上旬、Y1会社 は、各印刷部員の早島工場での新輪転機の 操作等に関する研修日を指定し、A3組合員は3月31日、A4組合員は 3月14日及び同月27日とされた。

また、Y1会社 は、各印刷部員の早島工場における制服の採寸を行った。

イ 30年3月14日、A4組合員は早島工場で上記アの研修を受けた。

【甲45、甲46】

- (8) A3組合員らの配置転換の打診
 - ア 30年3月16日、Y1会社 のB16 総務局次長(以下「B16次長」という。)は、A6書記長に対して、A3組合員らをY2会社に出向させない旨連絡した。

【甲45ないし甲47、乙85】

イ 30年3月19日、X3組合とY1会社 は、団体交渉を行った。 X3組合は、Y1会社 に対して、A3組合員らを出向させない理由を 文書で回答するよう求めた。

B2局長は、本社印刷部の従業員25名のうちY2会社 への出向を希望しながらY2会社 に出向できないのはA3組合員らだけであること、29年10月時点でY2会社 はハローワークに求人募集をしていることを認めた。

【甲28の1・2】

ウ 30年3月23日、Y1会社 は、X3組合に対して、上記イの質問について、「団交での質問へのご回答」と題する文書により回答した。

同文書には、A3組合員らに出向を打診しなかった理由として、①印刷工場の直営化及び出向に反対する主張をし、出向会社の存在自体を認めない主張の組合の組合員が、出向先会社において、出向先会社の存在を否定する言動を行う等、出向先の他の従業員の士気の低下等により出向先会社の業績の低下、業務の混乱等を来す恐れがあるとも想定され、出向先会社に対する企業秩序遵守及び職務専念義務等の遵守を期待することはできないこと、②労働協約第43条(下記6(1)参照)の存在を前提として、X3組合の組合員を出向させる場合、Y2会社の従業員及びY1会社からY2会社へ出向するC5組合の組合員と、Y1会社からY2会社へ出向するC5組合の組合員と、Y1会社からY2会社へ出向するX3組合の組合員との間で、労働時間と休憩時間が異なることとなり、Y2会社の労務管理や業務命令が困難となることが容易に想定されることの2つの理由が記載されている。

【甲16】

エ 30年3月27日、X3組合とY1会社 は、団体交渉を行い、X3組合は、上記ウの文書について説明を求めた。

【甲29の1・2】

オ 30年4月2日、X3組合は、X1連合等を加えて、Y1会社 と団体 交渉を行った。

Y1会社は、X3組合とC5組合の主張、方針の違いが、出向させるか否かの扱いの違いの原因になったことを認めた。また、組合側の「X3組合が別会社化を認めれば早島工場に行けるということになるのか。」という趣旨の質問に対して、「そうなったら、もう1回話をさせてもらう。」と答えた。

【甲30の1・2】

カ 30年4月6日、X3組合とY1会社 は、団体交渉を行った。 Y1会社 は、A3組合員らの配置転換先についてA3組合員らのこれ までの印刷職場でのキャリアが活かせる場所として、A3組合員に対して編集局写真映像部(画像処理班)、A4組合員に対して編集局工程管理部を打診した。

団体交渉終了後、A3組合員が編集局写真映像部(画像処理班)よりも編集局工程管理部の業務の方がまだ対応できるとしたため、A6書記長は、B16次長に対して、「A3組合員らは、Y2会社 に出向し早島工場で働くことを希望しているが、会社がその希望を受け入れないのなら、工程管理部なら異議をとどめて受け入れる。」旨を伝えた。

【甲45ないし甲47、乙85】

キ 30年4月11日、X3組合とY1会社 は、団体交渉を行った。

Y1会社 は、X3組合に対して、A3組合員らの配置転換先として編集局工程管理部を打診した。A3組合員らは、異議をとどめて編集局工程管理部で就労する意思を示した。

【甲32の1・2】

ク 30年4月24日、申立人らは、当委員会に本件申立てをした。

4 本件申立て後の経緯

(1) 30年4月25日、X3組合は、X1連合等とともに、本件に関する抗議 集会とデモ行進を行い、Y1会社 に対して本件の早期解決を要請した。

【甲47、乙85】

(2) 30年4月27日、X3組合は、A5会議等を加えて、Y1会社 と団体 交渉を行った。

X3組合が、A3組合員らを早島工場に行かせてほしいと求めたのに対して、Y1会社 は、「検討はしたが、会社の方針は変わらない。出向ではなく、工程管理部に異動していただきたい、というのが結論だ。」等と答えた。

【甲33の1・2】

(3) 30年5月1日、X3組合は、A3組合員らの編集局工程管理部への配置 転換の意向打診について、労働委員会や裁判等の場で争う権利を留保した上 で、異議をとどめて承諾する旨、Y1会社 に書面で回答した。

同日、Y1会社 は、労働協約第18条(下記6(1)参照)に基づく承認を得たものと判断し、A3組合員らに対して編集局工程管理部への配置転換の内示をした旨、X3組合に書面で通知した。

【甲20、甲21】

(4) 30年5月6日、本社工場は操業を停止した。

(5) 30年5月7日、早島工場が本格稼働を開始した。 早島工場で印刷業務に従事するのは39名であり、その内訳は以下のとお りである。

ア Y1会社 印刷局印刷部からの出向者21名

イ Y1会社 に出向していたY2会社 の従業員7名

ウ 倉敷工場で勤務していたY2会社 の従業員11名

また、同日、A3組合員らは、編集局工程管理部へ異動した。

【甲45ないし甲48】

(6) 30年8月1日、A3組合員らは、X1連合役員等を含めて各4名で、Y1会社のB1 代表取締役社長宅及び同B4 取締役会長宅を訪問した。両名とも不在であったため、持参した「出向拒否問題早期解決に向けた懇談を求める要請書」と題する文書をポストに投函する等した。

【第1回審問p44A3証言・p75A4証言、甲45、甲46、乙76】

(7) 31年2月、X1連合は、Y1会社 の複数の株主に対して、Y1会社 側に出向させるように働きかけを依頼する内容の書面を送付した。

【第1回審問p169A6証言、第2回審問p55B7証言】

- 5 X3組合とY1会社 の間の別件不当労働行為救済申立事件
 - (1) 中労委平成29年(不再)第36号事件(初審 岡委平成26年(不)第3号・岡委平成27年(不)第1号・岡委平成28年(不)第2号併合事件)
 - ア 26年12月4日、X3組合は、Y1会社が労働協約の規定に従いX3 組合が当委員会に申請するあっせんに応ずべきであるにも関わらず応じて いないため、争議権の行使ができなくなっていることが支配介入に該当す るとして、当委員会に救済を申し立てた。(岡委平成26年(不)第3号)
 - イ 27年5月7日、X3組合は、Y1会社 が労使合意の存在を否定し、 26年夏季一時金及び冬季一時金を新基準内賃金の3.6か月分しか支払 おうとしない態度は支配介入及び不誠実な団体交渉に該当するとして、当 委員会に救済を申し立てた。(岡委平成27年(不)第1号)
 - ウ 28年5月18日、X3組合は、Y1会社 が労使合意の存在を否定し、 27年夏季一時金及び冬季一時金を新基準内賃金の3.6か月分しか支払 おうとしない態度は支配介入及び不誠実な団体交渉に該当するとして、当 委員会に救済を申し立てた。(岡委平成28年(不)第2号)
 - エ 29年6月22日、当委員会は、いずれも不当労働行為に該当しないと

して救済申立てを棄却した。

- オ 29年7月18日、X3組合は、当委員会の命令を不服として中央労働 委員会に再審査を申し立てた。
- カ 30年11月7日、中央労働委員会は、いずれも不当労働行為に該当しないとして再審査申立てを棄却した。

[Z1, Z2]

- (2) 岡委平成29年(不)第1号・岡委平成30年(不)第3号併合事件
 - ア 29年5月8日、X3組合は、Y1会社 が労使合意の存在を否定し、 28年夏季一時金及び冬季一時金を新基準内賃金の3.6か月分しか支払 おうとしない態度は支配介入及び不誠実な団体交渉に該当するとして、当 委員会に救済を申し立てた。(岡委平成29年(不)第1号)
 - イ 30年5月21日、X3組合は、Y1会社 が労使合意の存在を否定し、 29年夏季一時金及び冬季一時金を新基準内賃金の3.6か月分しか支払 おうとしない態度は支配介入及び不誠実な団体交渉に該当するとして、当 委員会に救済を申し立てた。(岡委平成30年(不)第3号)
 - ウ 30年12月26日、X3組合が救済申立てを取り下げたため、事件は 終結した。

【当委員会に顕著な事実】

6 A 3 組合員らの労働条件等

(1) 労働協約

Y1会社 とX3組合の間で締結されている、Y1会社 労働協約第18 条には、組合役員の人事について、「組合四役、執行委員、青婦部長に関す る人事はあらかじめ組合の承認を得るものとする。」と定められている。

また、同協約第43条には、時間外勤務の休憩時間について、「会社が所定労働時間を超えて時間外に組合員を勤務させる場合は所定の休憩時間のほかに15分の休憩時間を与える。実働2時間を超える時間外勤務の場合は前項のほかにさらに5分の休憩時間を与える。」と定められている。

【甲1の1】

(2) 就業規則

Y1会社 従業員就業規則第57条には、異動について、「会社は業務の都合により職種、部署および勤務地を変更することがある。」と定められている。

また、同規則第59条には、出向について、「会社は業務の都合により社

外業務に出向させることがある。」と定められている。

【乙84】

(3) A3組合員らの業務

ア 30年5月6日まで従事していた業務

A3組合員は昭和54年4月に入社し印刷局印刷部に配属されて以来、 印刷業務(現業業務)に従事し、24年3月から30年5月6日までは副 部長を務めていた。

A4組合員は昭和49年4月に入社し印刷局印刷部に配属されて以来、 印刷業務(現業業務)に従事し、20年9月から30年5月6日までは副 部長を務めていた。

【甲45、甲46】

イ 30年5月7日以降従事している業務

A3組合員らは、編集局工程管理部副部長として、部内に設置されたモニター画面で早島工場と倉敷工場の輪転機の稼働状況を監視したり、B3新聞等を新聞販売店に配送するトラックに搭載したGPS(衛星測位システム)を使ってモニター画面で販売店への配送状況を追跡監視し、印刷途中や配送途中にトラブルが発生した場合には、各販売店に新聞の刷了時間や店着時間の遅れの見通しを伝えるとともに、新聞印刷を受託しているC6会社 やC7会社にも同様の連絡をしている。

【甲45、甲46】

第5 当委員会の判断

- 1 Y1会社 が、A3組合員らをY2会社 へ出向させることを拒否し、 早島工場での印刷業務に従事させなかったといえるか。そのようにいえる場合 には、かかる行為及び本件配置転換は、労働組合の正当な行為をしたことを理 由としてなされた不利益取扱い及び労働組合に対する支配介入といえるか。(争 点1)
 - (1) A3組合員らをY2会社 へ出向させることを拒否し、早島工場での 印刷業務に従事させなかったといえるか

申立人らは、Y1会社 はA3組合員らがY2会社 への出向を希望していることを認識していたにもかかわらず、組合方針を理由にA3組合員らをY2会社 へ出向させることを拒否し早島工場での印刷業務に従事させなかったと主張する。

一方、Y1会社は、A3組合員らに対して行ったのは編集局工程管理部

への配置転換のみであって、Y2会社 への出向及び印刷業務から排除 していないと主張するので、以下検討する。

ア 前記第4の3(3)イ及びウのとおり、A3組合員らは、早島工場新設後は本社における印刷業務がなくなることを前提にして、29年4月に実施された異動に関する意向調査でいずれも「現職を継続したい」との回答を選択し、同年5月に実施された部長との面談において、A3組合員は「新工場へ行って読者のために頑張る。」と、A4組合員は「印刷で定年を迎えたい。」とそれぞれ発言している。

また、前記第4の3(5) イ及びウのとおり、A3組合員らは、29年 10月に行われたB2局長とのY2会社 への出向に関する個人面談において、組合としては早島工場の別会社化に反対しているが、組合員個人としてはY2会社 への出向を希望する旨を述べている。そして、このとき、B2局長が、A3組合員らのY2会社 への出向希望について、これまで印刷工場の直営化を要求し別会社化反対を掲げてきたX3組合の主張(前記第4の3(1) イ及びオ)と矛盾するのではないかと疑問を持ち、その点について確認している。

さらに、前記第4の3(6)のとおり、上記個人面談でのB2局長の発言を議題とする29年10月の団体交渉において、X3組合はA3組合員らをY2会社 に出向させるべくY1会社 と協議し、その後の団体交渉においても同様の協議を行っている。

イ X3組合は、倉敷工場設立の際、倉敷工場の別会社化に反対し本社直営化を要求するとともに、配置転換、出向には応じないとし(前記第4の3(1)ア)、以後も印刷工場の別会社化に反対しているが、早島工場設立に当たっては、同工場設立後は本社において印刷業務に従事することができなくなることから、上記アのとおり、A3組合員ら及びX3組合は個人面談や団体交渉において、Y1会社に対し、組合としては早島工場の別会社化に反対しているが、A3組合員らはY2会社への出向を希望していることを伝えていたことが認められる。

そして、Y1会社 は、上記アの事実経過からすると遅くとも 2 9年 1 0月までにはA 3組合員らが Y 2会社 に出向し早島工場で印刷業務に従事したいと希望していることを認識していたものと認められるが、3 0年 3月、X 3組合を通じてA 3組合員らを Y 2会社 に出向させない旨連絡し(前記第 4 の 3 (8) P)、同年 5 月、A 3組合員らを編集局工程管理部に配置転換させている(前記第 4 の 4 (5))。

- ウ 以上のとおり、A3組合員らは、意向調査や個人面談においてY2会社 への出向を希望する旨述べ、その後の団体交渉において、X3組合は、A3組合員らをY2会社 へ出向させるよう要求していたのであるから、従前のX3組合の主張とは異なるものの、A3組合員らのY2会社 への出向の希望はY1会社 に対し明確に示されていた。そして、Y1会社 は、かかる出向希望を認識していたが、X3組合を通じてA3組合員らに対し出向させない旨連絡し、出向の希望を受け入れないことを回答しているのであるから、A3組合員らをY2会社 への出向対象者から除外し、早島工場での印刷業務に従事させなかった(以下、本件配置転換と併せて「本件異動等」という。)ものと認められる。
- (2) 本件異動等は、労働組合の正当な行為を理由とするものといえるか本件において、本社工場で印刷業務を行ってきた従業員は、本社工場の廃止に伴い配置転換又はY2会社 へ出向する予定であった(第2回審問p5B7証言)のであるから、以下、A3組合員らをY2会社 への出向対象者から除外したことと本件配置転換は一連のものとして検討する。

まず、Y1会社 は、本件異動等はX3組合が印刷工場の直営化を要求して別会社を認めず、出向を拒否する活動を継続していること及び労働協約第43条の存在が理由であると主張するため、以下検討する。

前記第4の3(1)及び(2)のとおり、X3組合は、印刷工場の直営化を要求し別会社を認めない活動として、具体的には、「組合ニュース」等のビラ配布、ストの実施及び団体交渉等を行ってきたが、これらの活動は、組合の機関で決定した方針に基づき組合活動の一環としてなされたものであり、労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的とする労働組合の活動といえること、また、Y1会社の企業活動に特段の支障が生じた事実を認めるに足る疎明はないことから、正当な行為であるといえる。

X3組合は、倉敷工場設立の際には、上記の印刷工場の直営化を要求する組合方針から組合員をY2会社 へ出向させることを拒否していたが、かかる活動が労働組合の正当な行為でないとはいえない。X3組合は、早島工場設立の際には、印刷工場の直営化を要求する立場を維持しつつ、A3組合員らを出向させることを求めており、この点では倉敷工場新設時とは方針を変えているが、早島工場設立後は本社において印刷業務に従事することができなくなるという従前とは異なる状況が生じていたのであるから、このような状況において、入社以来印刷業務に従事していたA3組合員らが出向して印刷業務に継続して従事することを希望し、X3組合がこれを容れて

組合員の希望に従った要求を行うことは、組合活動として正当性の範囲を逸脱するものではない。

また、労働協約は、労働組合と使用者又はその団体との間の労働条件その他に関する協定であるから、Y1会社 とX3組合の間で締結した労働協約上の権利をX3組合の組合員が要求するのは正当な行為であることは明らかである。そして、当該労働協約第43条は、所定労働時間を超えて時間外に組合員を勤務させる場合は所定の休憩時間のほかに15分の休憩時間を与える旨が定められた規定であるが、業務を中断することが困難な印刷職場等では、休憩時間の代わりに割増賃金を支払うという運用が定着しており(第1回審問p136A6証言、第2回審問p36B7証言)、このような労使慣行は、労使自治及び労使関係安定の観点から、労使間の一種の自主的ルールとして尊重されるべきであって、不合理なものとはいえず、A3組合員らがこうした労使慣行を遵守してきたことも正当な行為であるといえる。

以上のことから、Y1会社が本件異動等の理由とするX3組合の行為は、いずれも正当な行為であるといえる。

次に、Y1会社 は、①A3組合員らがY2会社 に出向しY2会社 の存在を否定する言動を行った場合、Y2会社 の業績の低下や業務の混乱を来す恐れがある、②A3組合員らが労働協約第43条による休憩時間を要求した場合、他の従業員との間で労働時間の差が生じ、Y2会社 の労務管理や業務命令が困難となることが想定される旨主張するため、以下検討する。

まず、①について検討すると、A 3 組合員らは本社工場で勤務していたときに職務専念義務違反や企業秩序違反の指摘を受けたことはなく(第 2 回審問p96 B 7 証言)、また、本社工場においてはY 1 会社 へ出向しているY 2 会社 の従業員が就労していたところ、A 3 組合員らが一緒に働いていたY 2 会社 の従業員の業務に混乱を生じさせた等の事情も認められないのであるから(第 2 回審問p221 B 2 証言)、Y 1 会社 の主張を認めるに足りる事情はない。

また、②について検討すると、前記のとおり業務を中断することが困難な 部署等においては休憩時間を与える代わりに割増賃金を支払うという運用が 定着していたこと、A3組合員らは入社以来労働協約第43条に基づく休憩 時間を取得したことはなくその要求をしたこともないこと(第1回審問p21 A3証言・p73A4証言・p172A6 証言)、組合とY1会社 との出向を巡る 交渉においても、X3組合が労働協約第43条の変更を正式に申し入れたか

はともかく、少なくともA3組合員らは同条に基づく休憩を求めないと提案していたのであるから(甲16)、A3組合員らが出向後に同条に基づく休憩時間を要求することは想定し難く、Y2会社 の労務管理や業務命令が困難となることを認めるに足りる事情はない。

本件異動等は、X3組合の組合方針及びX3組合とY1会社 との間に労働協約第43条が存在することを理由としてなされたものと判断せざるを得ず、ほかに本件異動等の動機は見当たらない。

なお、Y1会社 は、申立人らがY1会社 の社長及び会長宅を訪問したり (前記第4の4(6))、一般市民へビラを配布したことは、企業秩序違反行為に該当する可能性がある組合活動である旨主張するが、これらの活動は本件異動等の後に行われたものであり、これらの活動を理由に本件異動等がなされたものではないため、上記判断に影響するものではない。

- (3) 本件異動等は不利益取扱い及び支配介入といえるか
 - ア 不利益取扱いといえるか

本件異動等が労働組合法第7条第1号の不利益取扱いに該当するか否かを判断するに当たっては、本件異動等の業務上の必要性、具体的人選の適切性等を検討し、本件異動等に不利益性があるか、Y1会社 のA3組合員らに対する不当労働行為意思をもって行われたものであるかを判断することとする。

- (ア) Y1会社 は、早島工場を設立し印刷業務をY2会社 に業務委託するに際して本社工場は廃止する予定であったことから、本社工場で印刷業務に従事している従業員は、他の部署へ配置転換する必要があった(第2回審問p5B7証言)。そして、そのうち何人かは早島工場に導入する最新鋭の輪転機の安定稼働のために、Y2会社 に出向させる必要があり(第2回審問p6B7証言)、最終的にはY1会社 は従業員21名をY2会社 へ出向させることとした(第2回審問p7B7証言)。よって、本社工場で印刷業務に従事していた従業員について、配置転換又はY2会社 への出向の必要性があったものと認められる。
- (イ) もっとも、Y1会社 は、本社工場で印刷業務に従事している従業員のうち、C5組合の組合員については30年5月末で退職予定であった者を除いてY2会社 に出向させることを決定する一方で、X3組合の組合員であるA3組合員らには出向を打診しなかった(第2回審問p9B7証言)。そして、Y1会社 は、A3組合員らにY2会社

への出向を打診しなかった理由として、X3組合が印刷工場の直営化を要求し出向に反対する主張をしていること及び労働協約第43条の存在を挙げた(前記第4の3(8)ウ)。このような出向に関する処遇は、上記(2)で判断したとおりのX3組合の正当な組合活動を理由として、X3組合の組合員を別異に取り扱うものであり、このような取扱いをすることの合理的理由を認めることができない以上、X3組合の組合員を差別的に取り扱ったものと認められ、到底適切な人選であるとはいえない。そして、人事においてこのような差別的な取扱いを受けることはそれ自体に不利益性が認められる。

(ウ) また、本件異動等が行われるまで、A3組合員は入社以来39年間、A4組合員は入社以来44年間、一貫して印刷業務に従事し、両名とも本件配置転換前の役職は印刷局印刷部副部長であり、夜勤時には責任者を務めていたが、本件配置転換により編集局工程管理部に異動となった。編集局工程管理部の仕事内容は、モニター画面で早島工場と倉敷工場の輪転機の稼働状況を監視したり、新聞販売店への配送状況を追跡監視し、印刷途中や配送途中にトラブルが発生した場合に必要な対応を行うという非現業のデスク業務である(前記第4の6(3))。

¥務の経験が役立っており、実際に印刷局でA3組合員らの印刷局における 業務の経験が役立っており、実際に印刷局でA3組合員らの上長であった者も在籍していると主張するが、印刷局印刷部においては印刷業務以外の部署への異動がない従業員の割合が高いと認められること、A3組合員らは印刷局印刷部において印刷業務に従事する従業員の中でも印刷業務の経験年数が長いこと、本社工場で印刷業務に従事していた従業員の中でY2会社 への出向希望が叶わなかったのはA3組合員らのみであったことに鑑みると、印刷業務以外の部署への配置転換は通常甘受すべき程度のものであるとはいえず、A3組合員らは印刷業務以外の部署に異動となったことで印刷業務に関する知識や経験を早島工場の印刷職場で活かす機会を奪われ、また、長年にわたり従事した仕事に対する誇りを傷つけられたと評価できるから、本件異動等は、A3組合員らに精神上の不利益を与えるものであったと認められる。

(エ) なお、申立人らは、本件異動等により、A3組合員らの月収が減少していること、通勤の負担が増していること、X3組合の影響力を広める機会が奪われていることが不利益であると主張する。しかし、月収は試算に過ぎず(第1回審問p46A3証言)本件配置転換後のA3組合員ら

の基本給に変更はない(第1回審問p45A3証言)こと、通勤の負担増は転勤等に伴い発生する通常甘受すべき程度であると考えられること、そもそもX3組合は積極的な勧誘活動は行っておらず(第1回審問p174A6証言)本件配置転換によりかえって組合員間の意思疎通が容易になったとも考えられる(第1回審問p169A6証言)ことから、申立人らの上記主張はいずれも認められない。

(オ) 次に、不当労働行為意思について検討すると、Y1会社 が本件異動等を行ったのは、労働組合の正当な行為と認められるX3組合の組合活動を理由とするものであり、他の動機は見当たらない。

また、前記第4の5のとおり、本件異動等が行われた当時、Y1会社とX3組合との労使関係の対立が顕在化しており、上記(\mathfrak{h})のとおり、本社工場に従事していた従業員の中でY2会社 への出向希望が叶わなかったのはA3組合員らのみであった。

かかる事情からすると、本件異動等は、正にX3組合の組合方針及びこれに基づく正当な組合活動を理由にA3組合員らのみを差別的に取り扱ったものであり、Y1会社が不当労働行為意思をもって本件異動等を行ったものと認められる。

(カ) 以上のとおり、本件配置転換には業務上の必要性があり、本件異動等によってA3組合員らが経済上、通勤上、組合活動上の不利益を被ったとまではいえないが、同組合員らが人事において差別的な取扱いを受けたと認められること、精神上の不利益を被ったと認められることからすると、本件異動等によって不利益が生じたというべきである。

そして、上記(オ)のとおり、本件異動等は、Y1会社 の不当労働行 為意思に基づくものであると認められることから、労働組合法第7条第 1号の不当労働行為に該当する。

イ 支配介入といえるか

複数組合併存下にあっては、各組合はそれぞれ独自の存在意義を認められ、固有の団体交渉権及び労働協約締結権を保障されているものであるから、その当然の帰結として、使用者は、いずれの組合との関係においても誠実に団体交渉を行うべきことが義務づけられているものといわなければならず、また、単に団体交渉の場面に限らず、すべての場面で使用者は各組合に対し、中立的態度を保持し、その団結権を平等に承認、尊重すべきものであり、各組合の性格、傾向や従来の運動路線のいかんによって差別的な取扱いをすることは許されないというべきである。

Y1会社は、上記(2)のとおり、X3組合の組合方針及びX3組合が労働協約第43条の権利を保持していることを理由として、Y2会社への出向者選定に当たって、X3組合の組合員であるが故にA3組合員らを差別的に取り扱い、本社工場で印刷業務に従事していた出向を希望する従業員のうち両名のみを早島工場に出向させない(前記第4の3(8)イ)という、いわゆる見せしめ人事を行ったものと認められる。かかる人事を行うことは正当な組合活動を阻害し、さらに、X3組合組合員の組合活動意思を萎縮させX3組合の組合活動を抑制することによりX3組合の弱体化を図るものであるから、労働組合法第7条第3号の不当労働行為に該当する。

なお、Y1会社 は、本件異動等による組合活動への影響はなかった旨主張するが、労働組合法第7条第3号所定の不当労働行為が成立するには、当該行為が現に組合活動に影響を生じさせたことまでは要求されず、それが組合活動に影響を及ぼし得るものであれば足り、組合方針等を理由とする本件異動等は組合活動の制約につながる行為であるといえるため、組合活動に影響を及ぼし得るものと認められる。

2 Y 2 会社 は、労働組合法第7条に規定する使用者に該当するか。(争 点2)

上記に該当する場合、Y 2 会社 が、A 3 組合員らの出向受入れを拒否し、同組合員らを早島工場での印刷業務に従事させなかったといえるか。そのようにいえる場合には、かかる行為は労働組合の正当な行為をしたことを理由としてなされた不利益取扱い及び労働組合に対する支配介入といえるか。(争点3)

(1) 労働組合法第7条は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進するために、労働者が自主的に労働組合を組織し、使用者と労働者の関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること、その他の団体行動を行うことを助成しようとする労働組合法の理念に反する使用者の一定の行為を禁止するものである。

そこで、Y 2 会社 の行った行為について検討すると、Y 1 会社 は、早島工場における印刷業務をY 2 会社 に業務委託するに当たり、最新の機械を安定稼働させるために本社工場で印刷業務に従事していた従業員の一部をY 2 会社 へ出向させる必要があると判断し、Y 2 会社 との協議を行ったことが認められる(第 2 回審問p6 B 7 証言)。もっとも、Y 2 会社 への出向者の選定に当たっては、Y 1 会社 とY 2 会社

との間で協議して人数が決定されているものの、具体的な出向対象者の人選はY1会社が行い、Y2会社はY1会社からその結果の連絡を受けて出向対象者の出向受入れを行ったものであり(第2回審問p9B7証言・p228B2証言)、Y1会社が決定した出向対象者の中にA3組合員らは含まれていなかったのであるから、Y2会社が同組合員らの出向を受け入れるか否かを判断する機会はなかったものと認められる。

なお、申立人らは、Y1会社 とY2会社 が共謀して、A3組合員らを両社の出向者選定に関する協議・検討の俎上に載せることから除外したと主張するが、Y1会社 が、Y2会社 からA3組合員らを出向させないよう要求を受けたことはなかったことが認められる(第2回審問p9B7証言)。また、Y2会社 内において出向対象者の人選について何らかの協議が行われた事実は認められず、出向対象者の人選について何らかの意思形成がなされた事実も認められないことから、Y2会社 が、Y1会社と共謀してA3組合員らを両社の出向者選定に関する協議・検討の俎上に載せることから除外したとは認められない。

以上のとおり、Y1会社が決定した出向対象者の中にはA3組合員らは含まれていなかったのであるから、Y2会社がA3組合員らの出向受入れを拒否したとはいえず、その他にY2会社が出向対象者の選定過程において積極的な行為を行ったとの事情も認められないことから、その余の不当労働行為の成立要件について検討するまでもなく、Y2会社に関して不当労働行為が成立する余地はないと判断する。

(2) 申立人らは、Y1会社 とY2会社 は形式的には別会社であるが、 両社間の実態を見ると、Y2会社 はY1会社 の印刷工場の管理運営 部門とみなし得る存在であると主張するので、この点について検討する。

両社の資本関係及び役員関係(前記第4の2(1)(2))から、Y1会社 は Y2会社 に強い支配力を有しているものとみられ、資産関係及び取引 関係(前記同第4の2(3)(5))から、Y2会社 は、経済的には完全に Y1会社 に依存した経営を行っている事業体であるといえる。しかしながら、Y2会社 は、従業員の採用は独自に行っていること(前記第4の3(8)イ)、取締役会や株主総会を定期的に開催していること(第2回審問p200B2証言)、独自の就業規則を有してその改定を行っていること(第2回審問p214B2証言)からすれば、Y2会社 が実体のない企業であって Y1会社 の一部門であるとは認められない。

また、申立人らは、Y2会社 は、Y1会社 から印刷業務を受託し

引き継いだのであり、事業譲渡の際の事業譲受企業と同様に近い将来A3組合員らと労働契約関係が成立する可能性が現実的・具体的に存在するのであるから、労働組合法上の使用者に該当すると主張するため、この点について検討する。

労働組合法第7条にいう「使用者」は、労働契約上の雇用主が基本的にこれに該当するものの、必ずしも同雇用主に限定されるものではなく、雇用主以外の者であっても、当該労働者の基本的な労働条件等に対して、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的な支配力を有しているといえる者は、その限りにおいて同条にいう「使用者」に当たると解される。

そして、ある事業をその労働者の大部分(ないし主要部分)を引き継いで譲り受ける過程で、事業譲受企業が組合員を採用から排除した、ないしは採用後の労働条件について組合との団交を拒否した、という場合にも、事業譲受企業は、当該事業に従事してきた労働者に対して近い将来の労働契約関係成立の可能性が現実的・具体的に存在するものとして、使用者性を認められることがあるものと解される。

これを本件についてみると、上記のとおり Y 2 会社 が A 3 組合員らの出向受入れを拒否したとは認められず、 Y 2 会社 が出向対象者の選定について積極的な行為を行ったとも認められないのであるから、 事業譲受企業が組合員を採用から排除した場合のように不当労働行為の対象となる Y 2 会社 の行為を認定できない以上、 事業譲渡の際の事業譲受企業と同視して Y 2 会社 の使用者性を認めることはできない。

第6 救済方法

前記判断のとおり、Y1会社が、A3組合員らをY2会社 への出向対象者から除外し早島工場での印刷業務に従事させず、編集局工程管理部へ配置転換したことは、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為と認められる。

救済方法としては、主文1及び2のとおり命じることが相当である。申立人 らは、誓約書の交付及び掲示を求めているが、主文2のとおり命じることが相 当であると判断する。

また、申立人らは、Y2会社 に対し、A3組合員らの出向受入れを求めているが、Y2会社 は、本件不当労働行為によって生じた状態を回復すべき責任を負うものではないため、Y1会社 の行った不当労働行為の救済として、Y2会社 に対して出向の受入れを命じることまではできないと

いわざるを得ない。もっとも、本命令の実効性を確保し正常な労使関係秩序の回復を図るためには、Y1会社がA3組合員らに対してY2会社 への出向を命じ、同組合員らを早島工場で印刷業務に従事させることが求められ、かかる措置を実施するに当たってはY2会社 の協力が不可欠である。Y1会社とY2会社 の資本関係及び役員関係並びにY1会社の印刷業務がすべてY2会社 へ移管された事情に鑑みると、Y2会社において、Y1会社からA3組合員らの出向について申入れを受けたときは、現にY1会社から出向し印刷業務に従事している他の労働者と同様に出向を受け入れ、必要な研修を受けさせる等の協力が行われることを期待するものである。

第7 法律上の根拠

よって、当委員会は、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43 条の規定により、主文のとおり命令する。

令和元年11月7日